

# 医科学担当者推進事業実施要項

## 1 目的

各競技団体に医科学担当者を適正に設置する。また、各競技団体の医科学支援体制を整備し、競技力向上対策への参画により競技力の向上を図る。

## 2 医科学担当者要件

- (1) 当該競技団体の医科学活用の中心となる人材で、競技力を全国や世界レベルに到達させることに情熱を持った者であること。
- (2) スポーツ医・科学はもとよりICTの活用や競技力向上に必要な要素をシステム化するための専門的な知識を有することが望ましい。
- (3) 積極的に現場調査を行い、現場の声を強化に反映できる存在であること。
- (4) 当該競技団体会長の承認を得た者であること。

## 3 対象団体及び設置人数

(公財)群馬県スポーツ協会加盟競技団体(うちスポーツ大会実施41競技とする)。1団体あたり1名を設置する。

## 4 任期 令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

## 5 委嘱 当該競技団体会長からの推薦に基づき、本部長が委嘱する。 但し、県、県教育委員会及び県スポーツ協会が任務の遂行に適さないと判断したときは、相互の協議のうえ委嘱期間中でも解職することができる。

## 6 活動

- (1) 競技団体の医科学活用の体制を整備し、競技力向上対策への事業化を具体化するための計画を策定する。
- (2) 当該競技団体における強化現場に同行し、現場指導者に助言をする。
- (3) 県、県教育委員会・県スポーツ協会の開催する会議・研修会に参加し、情報交換や研修に努める。
- (4) 定期的に競技力向上対策や結果について評価・分析する。

## 7 活動費

- (1) 医科学担当者の謝金は、1人年額200,000円を上限とする。  
但し、事情によってあらかじめ本人の同意のもとに支給しないこともある。
- (2) 活動費の支払いは、群馬県が競技団体に交付する競技力向上対策費補助金から、競技団体の事務局経由で本人口座へ振込するものとする。

## 8 具体的業務内容(合計業務時間:60時間/年間を想定)

- (1) 医科学活用事業に係る業務(最大10時間程度/年間を想定)  
競技団体内のジュニア選手や一貫指導体制への活用に関する業務  
・年間スケジュールの作成  
・強化選手や強化担当の指導者との事業連携 等
- (2) 科学的トレーニング活用事業に係る業務(最大50時間程度/年間を想定)  
・強化選手への健康診断や体力測定の実施調整  
・科学的トレーニングの啓発  
・ダイレクター・サブダイレクター・強化拠点制度マネージャーとの連携  
・国民スポーツ大会の競技力分析に係る業務 等